

情報提供

那医発第6号
令和7年4月3日

施設長 各位

那霸市医師会

会長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)について(通知)」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那霸市医師会 事務局:宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

*****記*****

沖医発第1829号

令和7年3月26日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 當間 隆也



「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)について(通知)」の一部改正について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)について(通知)」の一部改正についての通知となっております。

本改正では、「神経・筋疾患」の疾病的状態の程度及び対象基準に、「運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼、脊柱変形のうち一つ以上の症状が続く場合」が新たに規定されておりますとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員及び関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

記

- 「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)について(通知)」の一部改正について (令和7年3月18日付(日医発第2151号(健II))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

都道府県医師会

担当理事 殿



日医発第 2151 号(健Ⅱ)

令和 7 年 3 月 18 日

日本医師会常任理事

渡辺 弘司

(公印省略)

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）について（通知）」の一部改正について

今般、「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度」（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）の一部が改正され（令和 7 年 4 月 1 日より適用）、厚生労働省より各都道府県等宛に別添の通知が発出されるとともに本会へも周知方依頼がありました。

本改正では、「神経・筋疾患」の疾病的状態の程度及び対象基準に、「運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼、脊柱変形のうち一つ以上の症状が続く場合」が新たに規定されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内都市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

事務連絡
令和7年3月10日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

「「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」について（通知）」の一部改正について（周知依頼）

日頃から厚生労働行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病については、社会保障審議会やパブリックコメントの御意見を踏まえ、令和7年4月1日より13疾病を追加することとし、このことについて、令和6年12月25日に貴会宛て事務連絡を発出したところです。

今般、新規疾病の追加に伴い、児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）について（通知）を改正し、法第19条の3に基づく支給認定に関する事務を行う都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市に対して周知を行いました。

つきましては、貴会からも、都道府県医師会を通じ、同条に基づき小児慢性特定疾病に関する診断を行う小児慢性特定疾病指定医へ周知いただけよう、御配慮方よろしくお願ひいたします。

記

1. 「「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」について（通知）」の一部改正について

（令和7年3月10日付け健生難発0310第3号厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知）

以上

健生難発 0310 第3号
令和7年3月10日

都道府県
指定都市
各中核市 衛生主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
(公印省略)

「「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」について（通知）」の一部改正について

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号。以下「告示」という。）の留意事項については、平成26年12月18日付け雇児母発1218第1号「「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」について（通知）」において示しているが、今般、告示の一部を、別紙新旧対照表のとおり改正し、令和7年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内関係者、関係団体及び関係機関等に対する周知を徹底し、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

(別紙)

児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)について(通知)
一部改正 新旧対照表

変更点は下線部

新	旧
記	記
第1～第15(略)	第1～第15(略)
別表(略)	別表(略)
(参考資料) 「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)」の「疾病的状態の程度」と「診断の手引き」の「対象基準」の対応一覧	(参考資料) 「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)」の「疾病的状態の程度」と「診断の手引き」の「対象基準」の対応一覧
疾患の状態の程度	対象基準
全疾患群共通 (略)	(略)
悪性新生物 (略)	(略)
慢性腎疾患 (略)	(略)
慢性呼吸器疾患 (略)	(略)
慢性心疾患 (略)	(略)
内分泌疾患 (略)	(略)
膠原病 (略)	(略)
疾患の状態の程度	対象基準
全疾患群共通 (略)	(略)
悪性新生物 (略)	(略)
慢性腎疾患 (略)	(略)
慢性呼吸器疾患 (略)	(略)
慢性心疾患 (略)	(略)
内分泌疾患 (略)	(略)
膠原病 (略)	(略)

新			旧		
糖尿病	(略)	(略)	糖尿病	(略)	(略)
血液疾患	(略)	(略)	血液疾患	(略)	(略)
免疫疾患	(略)	(略)	免疫疾患	(略)	(略)
神経・筋疾患	(略) <u>運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又に脱臼、脊柱変形のうち一つ以上の症状が続く場合</u>	(略) 同左	神経・筋疾患	(略) <u>(新設)</u>	(略) <u>(新設)</u>
慢性消化器疾患	(略)	(略)	慢性消化器疾患	(略)	(略)
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	(略)	(略)	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	(略)	(略)
皮膚疾患	(略)	(略)	皮膚疾患	(略)	(略)
骨・系統疾患	(略)	(略)	骨・系統疾患		
脈管系疾患	(略)	(略)	脈管系疾患	(略)	(略)

雇児母発1218第1号
平成26年12月18日

[改正経過]

第1次改正 平成27年9月30日雇児母発0930第2号
第2次改正 平成29年3月31日健難発0331第5号
第3次改正 平成30年3月29日健難発0329第5号
第4次改正 令和元年6月25日健難発0625第1号
第5次改正 令和3年10月20日健難発1020第1号
第6次改正 令和4年3月29日健難発0329第1号
第7次改正 令和6年3月29日健生難発0329第1号
第8次改正 令和7年3月10日健生難発0310第3号

都道府県
各指定都市衛生主管部（局）長 殿
中核市
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公印省略)

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」について（通知）

今般、「児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）」について、その全部が改正され、新たに、「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病的状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」として制定された。

本告示について留意すべき事項を下記のとおり定めたので、貴職におかれでは、これを参考に小児慢性特定疾病医療費の支給認定を行うとともに、医療意見書（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第1項に規定する診断書をいう。以下同じ。）を作成する指定医、指定医療機関など関係者、関係団体及び関係機関に対する周知方につき配慮願いたい。

記

第1 全ての小児慢性特定疾病に共通する事項

- 1 平成26年厚生労働省告示第475号において、以下の①及び②に掲げる疾病については、当該疾病に対して何らかの治療を行っている場合に加え、その治療の経過を観察している場合も小児慢性特定疾病の医療費助成の対象（以下「医療費助成の対象」という。）とする。
 - ① 小児慢性特定疾病ごとに規定している疾病の状態の程度（以下「疾病の状態の程度」という。）が「左欄の疾病名に該当する場合」とある疾病
 - ② 「第一表 悪性新生物」の疾病で再発や転移の可能性が高いため、経過観察が必要なもの

しかし、「疾病の状態の程度」について、上記①及び②以外の疾病であって、「治療の内容」で規定しているものについては、当該疾病に対して何らかの治療を行っている場合は医療費助成の対象とし、経過観察のみを行っている場合は原則含まない。ただし、治療を要する可能性が高い等、経過観察期間と治療期間との区別が医学的に困難な場合は個別の状況で判断する。
- 2 医療費助成の対象疾病に対する外科的手術等の治療により、その対象疾病（原疾患）自体の症状は消失したが、原疾患に関連した合併症や原疾患に対する治療による後遺症がある場合、その合併症や後遺症に対する治療も、原疾患に起因する治療として医療費助成の対象とする。ただし、合併症や後遺症の程度について医療意見書に詳細に記載すること。
- 3 小児慢性特定疾病的治療に必要な手術に関連して、小児慢性特定疾病児童等の心理的ケアのため、心療内科又は精神科における心理面に対する治療は、児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の範囲に含まれ、その医療費について医療費助成の対象として差し支えない。
- 4 「疾病の状態の程度」に記載されている症状が治療により軽減され、治療を中断すると増悪し、「疾病の状態の程度」を満たすと判断される場合には、医療費助成の対象として差し支えない。
- 5 都道府県及び指定都市において実施されている新生児マスクリーニング検査で発見された疾病的場合は、医療意見書の「新生児マスクリーニングで発見」の欄に記入すること。
- 6 厚生労働大臣が定める者（平成26年厚生労働省告示第462号）第3号に規定する「長期にわたり継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある（中略）小児慢

性特定疾病児童等」の「長期にわたり継続して常時」とは、生命維持管理装置を一日中装着し、今後一年間程度にわたって離脱の見込みがないことであり、「生命維持管理装置」とは、人工呼吸器、体外式補助人工心臓等が該当する。

- 7 各表備考欄（第八表を除く。）の「疾病の状態の程度に定める症状を呈していない者に対する治療を行う場合であって、当該治療が当該症状を呈すると予測されるものに対して行う治療として保険適用されている場合は、疾病の状態の程度を満たすものとする。」とは、臨床所見は発現していないが、遺伝学的検査により当該疾病が発症すると予測され、保険収載されている治療を行う場合を、医療費助成の対象とする。
- 8 小児慢性特定疾患の合併症や併発疾患による成長ホルモン治療が医療費助成の対象となる場合は、医療用医薬品等の添付文書に沿って適正な治療が行われているか確認ができるよう、その診断した合併症や併発疾患の疾病名について医療意見書に記載を行うこと。
- 9 小児慢性特定疾患の診断に当たっては、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ（<https://www.shouman.jp/>）の小児慢性特定疾患一覧に掲載されている「診断の手引き」を参考にすること。

第2 悪性新生物

- 1 悪性新生物は、組織と部位を明確にし、正確な診断がついた疾病が医療費助成の対象となる。また、治療終了後5年経過した場合は医療費助成の対象としない。その後再発した場合は改めて医療費助成の申請が必要となる。
- 2 悪性新生物において、再発や転移の可能性があり経過観察を行っている場合も治療の一環として医療費助成の対象として差し支えない。
- 3 「疾病の状態の程度」の「治療終了」の時点は、抗腫瘍薬の投与や手術等の治療が終了し、悪性新生物治療による障害が無い又は軽微であるため、後遺症等に対する治療が不要な状態と医師が判断した時点とする。
- 4 「疾病の状態の程度」の「再発等」の「等」には転移の場合が含まれる。
- 5 「中枢神経系腫瘍」区分以外の悪性新生物に該当する疾患の場合、組織又は部位が明確に診断できない場合であっても、悪性新生物であると診断されれば、医療費助成の対象とする。ただし、診断の根拠等について医療意見書に詳細に記載すること。
- 6 「中枢神経系腫瘍」区分の疾患の場合は、組織学的に悪性あるいは良性であるかど

うかに関わらず、また組織型を問わず医療費助成の対象とする。

- 7 てんかん発作が中枢神経系腫瘍などの医療費助成の対象疾病（原疾病）に合併する症状と診断された場合には、てんかん発作に対する治療の医療費についても、医療費助成の対象とする。
- 8 網膜芽細胞腫の手術後において、義眼を装着していることにより結膜炎を発症した場合、原疾病（網膜芽細胞腫）との因果関係が認められれば、医療費助成の対象疾病（網膜芽細胞腫）に付随して発生する傷病に対する治療と見なして、医療費助成の対象として差し支えない。

第3 慢性腎疾患

- 1 慢性糸球体腎炎等においては、「診断の手引き」で医療意見書に病理組織による確定診断を記載することを求めているが、患者の状態等を鑑みて確定診断のための腎生検を安全に実施することが困難な場合は、腎生検を実施できなかった理由を記載すること。
- 2 「疾病の状態の程度」に掲げる薬物療法のいずれにも該当しない薬物療法を行っている場合であって、医療意見書を作成する医師が、「疾病の状態の程度」に掲げる薬物療法と同等の薬物療法であると判断する場合は、「疾病の状態の程度」に該当しているものとして医療費助成の対象として差し支えない。
- 3 「疾病の状態の程度」の「腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合」の「腎機能低下」とは、「おおむね3か月以上、血清Crが年齢性別毎の中央値（別表参照）の1.5倍以上が持続した場合」とする。
- 4 「微小変化型ネフローゼ症候群」及び「20から24までに掲げるもののほか、ネフローゼ症候群」の「疾病の状態の程度」の「半年間で3回以上再発した場合又は1年間に4回以上再発した場合」とは、直近（申請時から遡っておおむね1年間）の半年以内に3回以上の再発を認めた場合又は1年以内に4回以上再発した場合を医療費助成の対象とする。ただし、その場合であっても、「半年間で3回以上再発した場合」は1回目及び2回目の再発、「1年間に4回以上再発した場合」は3回目までの再発の治療に要した費用は、医療費助成の対象としない。なお、新規発症例は発症時も回数に含める。
- 5 「微小変化型ネフローゼ症候群」には一部のステロイド抵抗性ネフローゼ症候群を含む。

第4 慢性呼吸器疾患

- 1 「気管支喘息」の「疾病の状態の程度」の「ア. 1年以内に3ヶ月に3回以上の大発作があった場合」の「大発作」とは、1年以内に歩行困難な著明な呼吸困難又はパルスオキシメーターによる酸素飽和度 (SpO_2) が91%以下の状態を伴う発作の場合とする。
- 2 「気管支喘息」の「疾病の状態の程度」の「イ. 1年以内に意識障害を伴う大発作があった場合」の「意識障害」とは、過度な興奮を認める又は意識レベルがやや低下している場合とする。
- 3 「気道狭窄」の「疾病の状態の程度」の「治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、気道拡張術・形成術後、中心静脈栄養経管栄養のうち一つ以上を行う場合（急性期のものを除く。）」とは、おおむね1か月以上の入院加療を行う場合とする。
- 4 「おおむね1か月以上の入院加療」とは、治療内容を勘案した上で長期入院療法に相当するかを判断する。
- 5 肺分画症は「先天性囊胞性肺疾患」に内包しているものとして医療費助成の対象として差し支えない。

第5 慢性心疾患

- 1 「疾病の状態の程度」が「第2基準を満たす場合」である疾病について、手術前後を問わず、第2基準の①～⑨のいずれかに該当する場合は医療費助成の対象とする。
- 2 慢性心疾患の第3基準の「最終手術不能」とは、医学的な理由により手術を行えない又は行わない状態であることを意味する。例えば、重篤なチアノーゼがあり手術を行うことはできないが、死に至る可能性を減らすための濃厚なケア、治療及び経過観察が必要な場合が考えられる。
- 3 「第四表 慢性心疾患」のうち先天性の心疾患を複数合併している場合には、それぞれの疾病名で医療意見書を作成することはせず、主たる疾病名で医療意見書を作成して申請すること。
- 4 原疾病を問わず、フォンタン型手術を行った場合であって、フォンタン術後症候群の診断基準を満たす場合については、「フォンタン術後症候群」として申請すること。

第6 内分泌疾患

- 1 性分化疾患等で性の決定を保留している場合は、医療意見書の性別の欄の記載は不要である。
- 2 過去に成長ホルモン治療について医療費助成の対象となっていたが、成長ホルモン治療を継続して行わなくなった後、再度成長ホルモン治療の医療費助成が必要となつた場合や申請前に成長ホルモン治療を開始している場合には、新規の医療意見書を使用すること。。
- 3 バセドウ病に対し外科的手術を行った結果、甲状腺機能低下症となり薬物治療を必要とする場合、新規又は更新時の医療意見書の疾病名は、「バセドウ病」ではなく、「25及び26に掲げるもののほか、後天性甲状腺機能低下症」を記載すること（医療費助成の対象疾病名の変更）。なお、バセドウ病に対する外科治療を行っている旨を記載すること。
- 4 「疾病の状態の程度」の「手術を実施し、かつ、術後も治療が必要な場合」とは、医療意見書の「今後の治療方針」に具体的な術後の状態及び実施する治療法方針についての明確な記載がある場合のみが該当する。
- 5 医療費助成の対象とする21-水酸化酵素欠損症の治療中に卵巣機能に関する経過観察が行われた場合、その経過観察は原疾病（21-水酸化酵素欠損症）の治療の一環であることから、医療費助成の対象としても差し支えない。
また、原疾病（21-水酸化酵素欠損症）に付随する疾病や病態について、複数の医療機関にかかる場合であってもこの取扱いに変更はない。
- 6 プラダー・ウィリ症候群において、糖尿病を予防するための食事療法又は生活指導のみを行っており、薬物療法を行っていない場合には医療費助成の対象とはならない。

第7 膜原病

- 1 「家族性地中海熱」の「疾病の状態の程度」の「免疫調整薬」にはコルヒチンを含む。
- 2 「全身性強皮症」の「疾病の状態の程度」の「強心利尿薬」には肺血管拡張薬を含む。

第8 糖尿病

- 1 疾病に対する治療として、食事療法又は生活指導のみを行っており、薬物療法を

行っていない場合には医療費助成の対象とはならない。

第9 血液疾患

- 1 厚生労働大臣が定める者（平成26年厚生労働省告示第462号）第4号に規定する「血友病又はこれに類する疾病」とは、平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」の別紙「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の第3に掲げる疾病とする。

なお実施要綱第3の「先天性血液凝固因子欠乏症」とは、次の疾病をいう。
血友病A、血友病B、先天性フィブリノーゲン欠乏症、先天性プロトロンビン欠乏症、第V因子欠乏症、第VII因子欠乏症、第X因子欠乏症、第XI因子欠乏症、第XII因子欠乏症、第XIII因子欠乏症、フォンヴィルブランド病
- 2 「疾病の状態の程度」の「治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合」とは、継続的な治療をおおむね6か月以上（断続的な場合を含む。）行う場合に医療費助成の対象とする。
- 3 「疾病の状態の程度」の「検査で血中ヘモグロビン値10g/dL以下又は赤血球数350万/ μ L以下の状態が持続する場合」とは、検査で血中ヘモグロビン値10g/dL以下又は赤血球数350万/ μ L以下の状態がおおむね6か月以上（断続的な場合を含む。）持続する場合に医療費助成の対象とする。
- 4 「疾病の状態の程度」の「治療で補充療法を行っている場合」とは、継続的な治療をおおむね6か月以上（断続的な場合を含む。）行う場合に医療費助成の対象とする。
- 5 「血小板減少性紫斑病」の「疾病の状態の程度」の「補充療法」とは、直接的な血小板の輸血、 γ -グロブリン又はステロイド薬の投与等により、血小板を増加させることを目的とした治療とする。

第10 免疫疾患

- 1 「疾病の状態の程度」の「治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合」とは、継続的な治療をおおむね6か月以上（断続的な場合を含む。）行う場合に医療費助成の対象とする。

- 2 「疾病の状態の程度」の「治療でG-CSF療法若しくは造血幹細胞移植を実施する場合又は検査で好中球数 $1500/\mu\text{L}$ 以下の状態である場合」の「検査で好中球数 $1500/\mu\text{L}$ 以下の状態である場合」とは、検査で好中球数 $1500/\mu\text{L}$ 以下の状態である場合がおおむね6か月以上（断続的な場合を含む。）持続する場合に医療費助成の対象とする。
- 3 「疾病の状態の程度」の「治療で補充療法が必要となる場合」とは、継続的な治療をおおむね6か月以上（断続的な場合を含む。）行う場合に医療費助成の対象とする。
- 4 「疾病名」の「9及び10に掲げるもののほか、慢性の経過をたどる好中球減少症」には自己免疫性好中球減少症を含む。

第11 神経・筋疾患

- 1 「裂脳症」には孔脳症を含む。

第12 慢性消化器疾患

- 1 「周期性嘔吐症候群」の「疾病の状態の程度」の「次のいずれかに該当し、かつ薬物療法を要する場合 ア 特徴的嘔吐発作を過去に5回以上起こした場合 イ 特徴的嘔吐発作を6か月間に3回以上起こした場合」の「薬物療法」とは、補液療法を含むものとし、「特徴的嘔吐発作」とは、次の①から④の全て満たす場合とする。
 - ① 発作は個々の患者で同じ発作型でおおむね予想可能な周期で起こるものであること
 - ② 発作は強い嘔気・嘔吐が1時間に4回以上みられるものであること
 - ③ 発作の持続は1時間から10日まで認められるものであること
 - ④ 発作と発作の間隔は症状から解放されること
- 2 厚生労働大臣が定める者(平成26年厚生労働省告示第462号)第2項に規定する「慢性消化器疾患」の「治療状況等の状態」の「三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの」とは、3か月以上にわたり概ね連日、中心静脈栄養を行っているものを対象とする。また、「肝不全状態にあるもの」とは、高度な肝機能異常に基づいてPTが40%以下またはINR 1.5以上を示すものを対象とする。

第13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

- 1 「染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群」は、医学的・学術的に「先天異常症候群」と呼称されるものである。
- 2 「疾病名」の「1から6までに掲げるもののほか、常染色体異常（ウィリアムズ症

候群及びプラダー・ウィリ症候群を除く。)」の「常染色体異常」とは、常染色体の構造的異常又は機能的な異常が染色体検査(分染法)、FISH染色体検査、マイクロアレイ染色体検査、DNAメチル化検査等の検査で確認され、臨床症状と矛盾しない場合とする。

- 3 「疾病の状態の程度」の「基準(イ) 治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬又はβ遮断薬のうち一つ以上が投与されている場合であること。」に掲げる薬物療法のいずれにも該当しない薬物療法を行っている場合であって、医療意見書を作成する医師が、「疾病の状態の程度」に掲げる薬物療法と同等の薬物療法(アンギオテンシン受容体拮抗薬(ARB)、アンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬等)であると判断する場合は、医療費助成の対象として差し支えない。
- 4 「染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群」に該当する疾病とは、令和3年10月13日健発1013第2号厚生労働省健康局長通知「染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群の取り扱いについて」により定めたものとする。

第14 皮膚疾患

- 1 「先天性魚鱗癖」区分の「疾病の状態の程度」の「感染の治療で抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要となる場合」とは、治療中又は治療が必要と見込まれる場合が該当するので、医療費助成の申請時に治療を行っていない場合でも、医療費助成の対象として差し支えない。
- 2 「レックリングハウゼン病(神経線維腫症I型)」の「疾病の状態の程度」の「顔面を含めた多数の神経線維腫症若しくは大きなびまん性神経線維腫のいずれかが存在する場合又は顔面を含めた麻痺や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変のいずれかが認められる場合」の「多数の」とは、乳幼児で250個、未就学児で500個、12歳以上で700個程度の多数の神経線維腫を認める場合を指し、「大きな」とは、腫瘍切除を全身麻醉下で行う程度を指し、「高度の骨病変」とは、歩行障害を来す下肢長の左右差、頭蓋骨・顔面骨の欠損、脊椎のCobb角20度以上の側弯、四肢の麻痺を伴う頸椎の変形、四肢長管骨の彎曲、病的骨折、偽関節がある場合を指す。

第15 骨系統疾患

- 1 「骨系統疾患」の「疾病の状態の程度」の「重度の四肢変形」とは次の①又は②の状態を指す。また、「脊柱側弯」とは、Cobb角20度以上の脊柱側弯を指し、「脊髓麻痺」には脊柱管狭窄、環軸椎不安定によるものを含む。
 - ① FTA(femorotibial angle)が190度以上又は160度以下の下肢変形

② 20度以上の関節可動域制限

(別表) 年齢・性別ごとの血清 Cr 中央値及び腎機能低下基準値 (mg/dL)

年齢	中央値(mg/dl)	腎機能低下基準値		
3～5か月	0.20	0.30		
6～8か月	0.22	0.33		
9～11か月	0.22	0.33		
1歳	0.23	0.35		
2歳	0.24	0.36		
3歳	0.27	0.41		
4歳	0.30	0.45		
5歳	0.34	0.51		
6歳	0.34	0.51		
7歳	0.37	0.56		
8歳	0.40	0.60		
9歳	0.41	0.62		
10歳	0.41	0.62		
11歳	0.45	0.68		
	男子	女子		
	中央値	腎機能低下基準値	中央値	腎機能低下基準値
12歳	0.53	0.80	0.52	0.78
13歳	0.59	0.89	0.53	0.80
14歳	0.65	0.98	0.58	0.87
15歳	0.68	1.02	0.56	0.87
16歳	0.73	1.10	0.59	0.89
17歳以上	0.83	1.24	0.63	0.95

(参考資料)

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）」の「疾病の状態の程度」と「診断の手引き」の「対象基準」の対応一覧

	疾病の状態の程度	対象基準
全 疾 病 群共通	左欄の疾病名に該当する場合	同左
悪 性 新 生 物	組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。 頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	同左
慢 性 腎 疾 患	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合 病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうち一つ以上を用いる場合 治療で薬物療法を行っている場合又は腎移植を行った場合	同左
	次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 半年間で3回以上再発した場合 又は1年間に4回以上再発した場合 ウ 治療で免疫抑制薬又は生物学的	次の①から⑤のいずれかに該当する場合 ① 先天性ネフローゼ症候群の場合 ② 半年間で3回以上再発した症例の場合又は1年間に4回再発した場合（新規発症例は発症時も回数に

	<p>製剤を用いる場合</p> <p>エ ステロイド抵抗性ネフローゼ症候群の場合</p> <p>オ 腎移植を行った場合</p>	<p>含める)</p> <p>③ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合</p> <p>④ ステロイド抵抗性であり、4週間のステロイド治療を行った後も、尿中蛋白質 100mg/dL、又は尿中蛋白質 1 g/日) 以上で、かつ血清アルブミン 3.0g/dL 未満の状態である場合</p> <p>⑤ 腎移植を行った場合。なお、継続症例と再発症例については、腎生検により詳細な診断を行い、巢状分節性糸球体硬化症、膜性腎症、IgA 腎症等の病型を区別すること</p>
	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 半年間で3回以上再発した場合 又は1年間に4回以上再発した場合</p> <p>イ 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合</p> <p>ウ 腎移植を行った場合</p>	<p>次の①から③のいずれかに該当する場合</p> <p>① 半年間で3回以上再発した場合 又は1年間に4回以上再発した場合（新規発症例は発症時も回数に含める）</p> <p>② 治療で免疫抑制薬又は生物学的製剤を用いる場合</p> <p>③ 腎移植を行った場合</p>
	腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合	腎機能の低下（おおむね3か月以上、血清 Cr が年齢性別ごとの中央値（別表参照）の1.5倍以上持続）がみられる場合又は腎移植を行った場合
	腎機能低下がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合	腎機能の低下（おおむね3か月以上、血清 Cr が年齢性別ごとの中央値（別表参照）の1.5倍以上持続）がみられる場合、泌尿器科的手術を行った場合又は腎移植を行った場合
	治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、血漿交換療法若しくは輸血のうち一つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合	同左
	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 先天性ネフローゼ症候群の場合</p> <p>イ 治療で薬物療法を行っている場</p>	同左

	<p>合</p> <p>ウ 腎移植を行った場合</p>	
	<p>蛋白尿がみられる場合、腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合</p>	<p>蛋白尿がみられる場合、腎機能低下（おおむね3か月以上、血清Crが年齢性別ごとの中央値（別表参照）の1.5倍以上持続）がみられる場合又は腎移植を行った場合</p>
	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 蛋白尿がみられる場合、腎機能低下がみられる場合又は腎移植を行った場合</p> <p>イ 運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合</p>	<p>次の①又は②に該当する場合</p> <p>① 蛋白尿がみられる場合、腎機能低下（おおむね3か月以上、血清Crが年齢性別ごとの中央値（別表参照）の1.5倍以上持続）がみられる場合又は腎移植を行った場合</p> <p>② 運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合</p>
慢性呼吸器疾患	<p>治療が必要な場合</p> <p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 1年以内に3か月に3回以上の大発作があった場合</p> <p>イ 1年以内に意識障害を伴う大発作あった場合</p> <p>ウ 治療で人工呼吸管理又は挿管を行う場合</p> <p>エ 生物学的製剤の投与を行った場合</p> <p>オ おおむね1か月以上の長期入院療法を行う場合</p>	<p>同左</p> <p>次の①から⑤のいずれかに該当する場合</p> <p>① この1年以内に大発作が3か月に3回以上あった場合</p> <p>② 1年以内に意識障害を伴う大発作があった場合</p> <p>③ 治療で人工呼吸管理又は挿管を行う場合</p> <p>④ オマリズマブ等の生物学的製剤の投与を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「小児気管支喘息治療・管理ガイドライン」におけるステップ4の治療でもコントロール不良で発作が持続し、経口ステロイド薬の継続投与が必要な状態であること <p>⑤ おおむね1か月以上の長期入院</p>

		<p>療法を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該長期入院療法を小児の気管支喘息の治療管理に精通した常勤の小児科医の指導下で行われていること 当該長期入院療法を行う医療機関に院内学級、養護学校等が併設されていることが望ましい 医療意見書と共に次の二つのデータがあること <ol style="list-style-type: none"> 非発作時のフローボリュームカーブ 直近1か月の吸入ステロイドの1日使用量
気管支炎や肺炎を繰り返す場合		同左
治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、気道拡張術・形成術後、中心静脈栄養又は経管栄養のうち一つ以上を行う場合（急性期のものを除く。）。咽頭狭窄については、気管切開術、上顎下顎延長術を除く通常の手術（アデノイド切除術、扁桃摘出術、咽頭形成術等）により治癒する場合は対象としない。	同左	
治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養又は横隔膜ペーシングのうち一つ以上を行う場合	同左	
治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法又は中心静脈栄養のうち一つ以上を行う場合	同左	
慢性心疾患	治療中である場合又は第2基準を満たす場合	<p>治療中又は次の①から⑨のいずれかが認められる場合</p> <p>① 肺高血圧症(収縮期血圧 40mmHg 以</p>

	<p>上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 肺動脈狭窄症（右室-肺動脈圧較差 20mmHg 以上） ③ 2 度以上の房室弁逆流 ④ 2 度以上の半月弁逆流 ⑤ 圧較差 20mmHg 以上の大動脈狭窄 ⑥ 心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房粗細動又は高度房室ブロック ⑦ 左室駆出率あるいは体心室駆出率 0.6 以下 ⑧ 心胸郭比 60%以上 ⑨ 圧較差 20mmHg 以上の大動脈再狭窄
第 1 基準を満たす場合	治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬、β遮断薬又は肺血管拡張薬のいずれかが投与されている場合
第 2 基準を満たす場合	<p>次の①から⑨のいずれかが認められる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 肺高血圧症(収縮期血圧 40mmHg 以上) ② 肺動脈狭窄症（右室-肺動脈圧較差 20mmHg 以上） ③ 2 度以上の房室弁逆流 ④ 2 度以上の半月弁逆流 ⑤ 圧較差 20mmHg 以上の大動脈狭窄 ⑥ 心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房粗細動又は高度房室ブロック ⑦ 左室駆出率あるいは体心室駆出率 0.6 以下 ⑧ 心胸郭比 60%以上 ⑨ 圧較差 20mmHg 以上の大動脈再狭窄
第 3 基準を満たす場合	最終手術不能のためチアノーゼがあり、死に至る可能性を減らすための濃厚なケア、治療及び経過観察が必要な

		場合
	心室性期外収縮であって多源性である場合	同左
	破裂の場合又は破裂が予想される場合	同左
	一過性でないことが確実な冠動脈異常所見（拡張、瘤形成、巨大瘤又は狭窄）を確認し、継続的な治療が行われている場合	同左
	フォンタン型手術を行った場合	同左
	次のいずれかに該当する場合 ア 上肢の運動障害があり継続的に治療を要する場合 イ 慢性心疾患の治療中である場合又は第2基準を満たす場合	次の①から⑪のいずれかに該当する場合 ① 上肢の運動障害があり継続的に治療を要する場合 ② 慢性心疾患の治療中である場合 ③ 肺高血圧症（収縮期血圧40mmHg以上） ④ 肺動脈狭窄症（右室-肺動脈圧較差20mmHg以上） ⑤ 2度以上の房室弁逆流 ⑥ 2度以上の半月弁逆流 ⑦ 圧較差20mmHg以上の大動脈狭窄 ⑧ 心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房粗細動又は高度房室ブロック ⑨ 左室駆出率あるいは体心室駆出率0.6以下 ⑩ 心胸郭比60%以上 ⑪ 圧較差20mmHg以上の大動脈再狭窄
内 分 泌 疾 患	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法のいずれか1つ以上を行っている場合
	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合	同左
	治療で補充療法を行っている場合	同左
	手術を実施し、かつ、術後も治療が必要な場合	同左

	治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンDの維持療法を行っている場合も対象とする。	同左
	治療で補充療法、機能抑制療法、その他の薬物療法、胃瘻、持続経鼻栄養等の栄養療法のいずれか一つ以上を行っている場合	同左
膠原病	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ステロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制薬、抗凝固療法、 γ グロブリン製剤、強心利尿薬、理学作業療法、生物学的製剤又は血漿交換療法のうち一つ以上を用いている場合	同左
糖尿病	治療でインスリンその他の糖尿病治療薬又はIGF-1のうち一つ以上を用いている場合	治療でインスリンその他の糖尿病治療薬又はIGF-1のうち一つ以上を用いている場合。食事療法、生活指導のみの症例は対象外である。
血液疾患	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合	治療で補充療法、G-CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち、一つ以上を継続的に実施する（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）場合
	検査で血中ヘモグロビン値 10g/dL 以下又は赤血球数 350 万/ μ L 以下の状態が持続する場合	検査で血中ヘモグロビン値 10.0g/dL 以下又は赤血球数 350 万/ μ L 以下が（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）持続する場合
	治療で継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞移植を実施する場合	治療で（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）継続的に補充療法若しくは除鉄剤の投与を実施する場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
	治療で補充療法若しくは除鉄剤の投与を行っている場合又は造血幹細胞	治療で（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）継続的に補充療法若し

	移植を実施する場合	くは除鉄剤の投与を実施する場合又は造血幹細胞移植を実施する場合
	治療で補充療法を行っている場合	治療で補充療法を（断続的な場合も含めておおむね 6か月以上）継続的に実施する場合
	血栓症の既往がある場合又は治療で抗凝固療法を行っている場合	同左
免疫疾患	治療で補充療法、G-CSF 療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合	治療で補充療法、G-CSF 療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち、一つ以上を継続的に実施する（断続的な場合も含めておおむね 6か月以上）場合は対象となる
	治療で G-CSF 療法若しくは造血幹細胞移植を実施する場合又は検査で好中球数 $1500/\mu\text{L}$ 以下の状態である場合	治療で G-CSF 療法又は造血幹細胞移植を実施する場合又は検査で好中球数（WBC 数×好中球%） $1500/\mu\text{L}$ 以下の状態が（断続的な場合も含めておおむね 6か月以上）持続する場合
	感染の予防や治療で補充療法を実施する場合、抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要になる場合又は入院加療を要する感染症にかかった場合	同左
	治療で補充療法が必要となる場合	同左
神経・筋疾患	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	同左
	眼筋症状、運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、	同左

温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	
運動障害が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、 β 遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養の一つ以上を継続的に行っている場合	同左
けいれん発作、自閉傾向、意識障害、行動障害（自傷行為又は多動）、知的障害、運動障害、排尿排便障害、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚の低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	同左
けいれん発作、意識障害、運動障害、排尿排便障害又は温痛覚低下のうち一つ以上の症状が続く場合	同左
治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合	同左
運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、 β 遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養の一つ以上を継続的に行っている場合	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）が続く場合又は治療として強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末梢血管拡張薬、 β 遮断薬、肺血管拡張薬、呼吸管理（人工呼吸器、気管切開後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養若しくは経管栄養の一つ以上を（断続的な場合も含めておおむね6か月以上）継続的に行っている場合
運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、皮膚所見（疾患に特徴的で、治療を要するものをいう。）、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、	同左

	骨折又は脱臼、脊柱変形のうち一つ以上の症状が続く場合	
慢性消化器疾患	発症時期が乳児期の場合	同左
	疾病による症状がある場合又は治療を要する場合	同左
	疾病による症状がある場合、治療をする場合又は小腸移植を行った場合	同左
	疾病による症状がある場合、治療をする場合又は肝移植を行った場合	同左
	疾病による症状がある場合、治療をする場合又は肝移植若しくは小腸移植を行った場合	同左
	次のいずれかに該当し、かつ薬物療法を要する場合 ア 特徴的嘔吐発作を過去に5回以上起こした場合 イ 特徴的嘔吐発作を6か月間に3回以上起こした場合	次の①又は②に該当し、かつ③を満たす場合 ① 特徴的嘔吐発作を過去に5回以上起こした場合 ② 特徴的嘔吐発作を6か月間に3回以上起こした場合 ③ 薬物療法を要する場合 註 1. 特徴的嘔吐発作とは、以下をすべて満たす場合とする。 <ul style="list-style-type: none">・ 発作は個々の患者で同じ発作型でおおむね予想可能な周期で起きる・ 発作は強い嘔気嘔吐が1時間に4回以上みられる・ 発作の持続は1時間から10日まで認められる・ 発作と発作の間隔は症状から解放される 註 2. 薬物療法は補液療法を含む。
	血液浄化療法、免疫抑制療法又は肝移植を行った場合	同左
	体重増加不良、成長障害、易疲労性、反復する腹痛発作又は慢性の脂肪便のうち一つ以上の症状が認められる場合	同左
	体重増加不良、成長障害、易疲労性、	同左

	反復する腹痛発作又は慢性の脂肪便のうち一つ以上の症状が認められる場合	
染色体 又は遺 伝子に 変化を 伴う症 候群	基準(ア)を満たす場合	症状として、けいれん発作、意識障害、体温調節異常、骨折又は脱臼のうち一つ以上続く場合
	基準(イ)を満たす場合	次の①又は②に該当する場合 ① 治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張薬又はβ遮断薬のうち一つ以上が投与されている場合 ② 医療意見書を作成する医師が、①に掲げる薬物療法と同等の薬物療法(アンギオテンシン受容体拮抗薬ARB)、アンギオテンシン変換酵素(ACE)阻害薬等)であると判断する場合
	基準(ウ)を満たす場合	治療で呼吸管理(人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう)、酸素療法又は胃管、胃瘻、中心静脈栄養等による栄養のうち一つ以上を行う場合
	基準(エ)を満たす場合	腫瘍を合併し、組織と部位が明確に診断されている場合であること。ただし、治療から5年を経過した場合は対象としないが、再発などが認められた場合は、再度対象とする。
	基準(ア)、基準(イ)若しくは基準(ウ)を満たす場合又は排尿排便障害がみられる場合	上記の(ア)から(ウ)を満たす場合又は排尿障害若しくは排便障害のいずれかがみられる場合
	大動脈瘤破裂の場合若しくは破裂が予想される場合	同左
皮膚疾患	次のいずれにも該当する場合 ア 全身性白皮症又は眼皮膚白皮症であること。 イ 症候型眼皮膚白皮症(チエディアック・東症候群及びグリセリ症候	同左

	群) でないこと。	
	感染の治療で抗菌薬、抗ウイルス薬、抗真菌薬等の投与が必要となる場合	同左
	常に水疱びらんがあり、在宅処置として創傷被覆材（特定保険医療材料）を使用する必要のある患者	同左
	治療が必要な場合。ただし、軽症型又は一過性の場合は対象とならない	同左
	顔面を含めた多数の神経線維腫症若しくは大きなびまん性神経線維腫のいずれかが存在する場合又は顔面を含めた麻痺や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変のいずれかが認められる場合	<p>次の①又は②に該当する場合</p> <p>① 顔面を含め、多数（乳幼児で 250 個、未就学児で 500 個、12 歳以上で 700 個程度）の神経線維腫症若しくは大きな（腫瘍切除を全身麻酔下で行う程度の）びまん性神経線維腫がある場合</p> <p>② 顔面を含め、麻痺や痛み等の神経症状若しくは高度の骨病変（歩行障害を来す下肢長の左右差、頭蓋骨・顔面骨の欠損、脊椎の Cobb 角 20 度以上の側弯、四肢の麻痺を伴う頸椎の変形、四肢長管骨の彎曲、病的骨折、偽関節がある場合）のいずれかが認められる場合</p>
	非特異性多発性小腸潰瘍症がみられる場合又は多汗症、皮膚肥厚、眼瞼下垂、関節症状若しくはリンパ浮腫のいずれかに対する治療が必要な場合	同左
	全身の 75%以上が無汗（低汗）である場合	同左
	治療が必要な場合	同左
	次のいずれかに該当する場合 ア 四肢又は頭部に変形があり継続的な治療を要する場合 イ 運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害（自傷行為又は多動）、けいれん発作、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下のうち一つ以上の症状が続く場合	同左

骨系統 疾患	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 脊柱変形に対して治療が必要な場合</p> <p>イ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合</p> <p>ウ 中心静脈栄養または経管栄養を行う場合</p> <p>エ 脊髄障害による排尿排便障害がみられる場合</p>	同左
	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 骨折又は脱臼の症状が続く場合</p> <p>イ 重度の四肢変形、脊柱側弯又は脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合</p> <p>ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合</p>	<p>次の①から③のいずれかに該当する場合</p> <p>① 骨折又は脱臼の症状が続く場合</p> <p>② FTA (femorotibial angle) が 190 度以上、160 度以下の下肢変形、又は 20 度以上の関節可動域制限等の重度の四肢変形、Cobb 角 20 度以上の脊柱側弯若しくは脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合</p> <p>③ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合</p>
	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法又は外科的治療を行う場合	同左
	脳神経障害、骨髄炎若しくは骨折の症状が続く場合又は治療が必要な場合	同左
	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 骨折又は脱臼の症状が続く場合</p> <p>イ 重度の四肢変形、脊柱側弯又は脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が必要な場合</p> <p>ウ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合</p>	<p>次の①から④のいずれかに該当する場合</p> <p>① 骨折又は脱臼の症状が続く場合</p> <p>② FTA (femorotibial angle) が 190 度以上、160 度以下の下肢変形、又は 20 度以上の関節可動域制限等の重度の四肢変形、Cobb 角 20 度以上の脊柱側弯若しくは脊髄麻痺のうち一つ以上の症状に対する治療が</p>

	<p>エ 血液凝固異常に対する治療を行う場合</p> <p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 治療で補充療法、機能抑制療法、他の薬物療法を行っている場合</p> <p>イ 外科的治療を行う場合</p> <p>ウ 脊柱変形に対する治療が必要な場合</p> <p>エ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合</p>	<p>必要な場合</p> <p>③ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合</p> <p>④ 血液凝固異常に対する治療を行う場合</p> <p>次の①から④のいずれかに該当する場合</p> <p>① 治療で補充療法、機能抑制療法、他の薬物療法を行っている場合</p> <p>② 外科的治療を行う場合</p> <p>③ 脊柱変形に対する治療が必要な場合</p> <p>④ 治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）又は酸素療法を行う場合</p>
脈管系疾患	<p>疾病による症状がある場合又は治療が必要な場合</p> <p>治療が必要な場合</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>